

令和 8 年度

県単河川維持工事
(鹿島川河道掘削工その 3)

特 記 仕 様 書

一級河川利根川水系 鹿島川
佐倉市 鎚木町 外

千葉県印旛土木事務所

第1章 共通事項

第1条 適用

この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年4月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

- 2 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
- 3 本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第2条 環境対策

受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共工事における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書の『環境対策』内に、独立した項目として「環境に配慮した工事の実施計画」について記載するものとする。

- 2 工事施工にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。

第3条 建設副産物

1 共通事項

- (1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016」及び「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

なお、上記各計画書及び各実施書の作成にあたっては、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて登録・作成しなければならない。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- (2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処分費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

(3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のD票及びE票を提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2 建設廃棄物及び現場発生品

運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。また、工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(1) 土砂

本工事により発生する土砂は、現場内に残土受入れ施設工として既存の施設の一部の大型土のうを移設し、その中に押土するものとする。

第4条 事業損失防止施策

工事施工期間中は、地山の変動、湧水等の動態には十分注意し、地盤沈下、振動、移動等の測定及び沿道、近隣工作物等の事前事後調査等の結果、近隣に影響をおよぼす恐れ等、異常がある時は速やかに監督職員に報告し、その指示を受けるものとする。

ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第5条 工期

本工事の工期は、契約日の翌日から令和9年3月25日までとする。

なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40 日間
後片付け期間	20 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78
うち休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇）	37 日間

第2章 一般施工

第6条 事前測量

工事着手前に事前測量を実施し、施工範囲について図面及び現地で監督職員の承諾を得ること。

第7条 仮設工

本工事の汚濁防止にあたっては汚濁防止フェンスの設置を原則とする。

その他は任意仮設であり、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等について十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

第8条 工事中の安全確保

交通誘導員の配置は、下表に示すとおり、配置し、自転車、歩行者及び通行車両等の安全確保を図るものとする。

	作業区分	昼間作業	配置箇所	備 考
鹿島川	資機材等搬出入時	1人/日以上 (交替要員無し) (うち有資格者誘導員1人)	一般国道296号	—

- 2 各作業の実施に当り安全確保のために必要と判断される場合は、交通誘導員を配置して施工するものとする。
- 3 交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

第5章 その他

第9条 変更

以下については、変更協議の対象とし、それ以外については、土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）によるものとする。

第10条 騒音・苦情に対する処理

受注者は、近隣住民及び通行者等からの要望・苦情に対しては、懇切丁寧に対応し、その内容を直ちに監督職員に報告すること。

- 2 受注者は、工事の司法やトラブルを未然に防ぐため、近隣地区の住民に対し、事前に工事の周知を十分に図ること。

第11条 付則

特記仕様書に定めのない事項や、内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)		
第 2 - 1 条	電子納品	・ 該当する (副本登録する) ・ 該当する (副本登録しない)		
第 2 - 2 条	工事監督支援業務の担当技術者	・ 該当する ・ 該当しない		
第 2 - 3 条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	・ 該当する ・ 該当しない		
第 2 - 4 条	難工事の指定	・ 該当する ・ 該当しない		
第 2 - 5 条	「三者会議」の実施	・ 該当する ・ 該当しない		
第 2 - 6 条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・ 該当する ・ 該当しない		
第 2 - 7 条	快適トイレ	・ 該当する ・ 該当しない		
第 2 - 8 条	週休 2 日制適用工事	・ 現場閉所による週休 2 日工事 ・ 週休 2 日交替制工事 0 ・ 該当しない		
第 2 - 9 条	遠隔臨場	・ 発注者指定型 ・ 発注者指定型以外 ・ 該当しない		
第 2 - 1 0 条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・ 該当する <table><tr><td>受注者希望型</td></tr><tr><td>河川浚渫</td></tr></table> ・ 該当しない	受注者希望型	河川浚渫
受注者希望型				
河川浚渫				
第 2 - 1 1 条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・ 該当する ・ 該当しない		